

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第115号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第169号）

辰巳ダム周辺の自然環境調査のうち、平成13年度から毎年実施されている「ミゾゴイ現地調査」及び平成12年度から実施されている「希少猛禽類現地調査」について、平成20年度から実施されているダム工事によって自然環境が改変されたので、希少種保護のため非公開とする必要がなくなった全資料

2 担当課（所）

土木部辰巳ダム建設事務所

3 異議申立て等の経緯

ア H23. 8. 8 公開請求	エ H23. 11. 7 諮問
イ H23. 8. 22 不存在決定	オ H24. 11. 22 答申
ウ H23. 9. 20 異議申立て	

4 諮問に係る審査会の判断結果

本件公開請求に関する公文書を精査し、改めて公開決定等すべきである。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条第2項（不存在）</p>	<p>実施機関は、本件公開請求について、平成15年度までの調査を集約した「平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）基本設計会議資料作成業務委託報告書〔環境部会付属資料〕」（以下「平成16年度報告書」という。）と平成16年度以後の鳥類に関する調査に係る業務委託報告書について、ダム建設工事に伴う環境調査により判明した希少種の保護のため、非公開とする必要がなくなった情報を請求するものと理解し、いずれも引き続き非公開とする必要があると判断して、不存在による非公開決定を行ったとしている。</p> <p>当審査会において、実施機関に、本件公開請求に関する公文書を確認したところ、11件の業務委託報告書であると説明があった。</p> <p>異議申立人は、平成21年に平成16年度報告書について公開請求し、一部公開決定を受けており、その時に非公開とされた情報は、①請負者従業員の氏名、有識者の氏名、②植物、鳥類等の調査範囲、調査位置、確認位置、分布に関する部分、洞窟の位置図、平面図、断面図、とされ、非公開とされた箇所を見ると、付3-33ページから次ページにわたって3列の表が記載され、表頭は「事項」、「要点」及び「備考」と表示され、要点欄には、(1)調査実施状況、(2)調査位置及び(3)調査結果が記載されている。また、次ページの後に、調査地点・ルート位置図、確認位置が図面で示されており、一部猛禽類について飛翔図が記載されていた。</p> <p>実施機関は、本件調査はダム工事箇所のみを特定して実施されたものではなく、ダム事業の起業地、貯水池及びその周辺約500メートルの範囲</p>

内を対象として実施したもので、調査範囲のうちダム工事によって改変された箇所は限定的で、ミゾゴイに関しては当該箇所に営巣箇所等はなく、その他猛禽類の飛翔状況等については改変箇所のみを限定して公開することはできないと述べている。

当審査会において、平成16年度報告書を見分したところ、ミゾゴイの確認位置及び猛禽類の営巣地点として確認された位置は改変された箇所にはなく、また、猛禽類及びミゾゴイの調査ルート及び飛翔状況を表す図面は、一体として非公開情報を構成するもので、部分公開はできないものと考えられる。

しかしながら、平成16年度報告書においては、猛禽類等の確認位置や調査ルート等を表す図面以外の部分については、調査時期や調査概要を記載しているにすぎず、これを公にしても希少猛禽類及びミゾゴイが確認された場所が周知され、その保護に支障を及ぼすとは考えられないので、非公開とすべき理由はないものと考えられる。

また、本件公開請求は、平成12年度からの希少猛禽類及び平成13年度からのミゾゴイに関する調査報告書の公開を求めるものであるので、平成16年度報告書以下11件の業務委託報告書を精査し、改めて公開決定等すべきである。

(別 紙)
答申第115号

答 申 書

平成24年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定については、別表1に掲げる文書を精査し、改めて公開決定等すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年8月8日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

辰巳ダム周辺の自然環境調査のうち、平成13年度から毎年実施されている「ミズゴイ現地調査」及び平成12年度から実施されている「希少猛禽類現地調査」について、平成20年度から実施されているダム工事によって自然環境が改変されたので、希少種保護のため非公開とする必要がなくなった全資料

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成23年8月22日に下記理由により不存在決定を行い、異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

現時点でも希少種保護のため、非公開とする必要があるため、公開する公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成23年9月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成23年11月7日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成12年度の調査時点では、ダム工事及び関連工事は実施されていないが、公開請求した平成23年現在では、工事が進捗し、ミゾゴイが確認された森の木々が伐採されるなど、環境は大きく改変されており、既に希少種保護の意義は失われているので、公開できない理由はなくなっている。
- (2) ミゾゴイ等の鳥類が、何十年も同じ箇所に居を構えて移動しないということは考えられず、特に、ミゾゴイは、平成13年度から実施された道路、橋梁及びトンネル工事に伴い、これを避けて、ダム地点から離れた工事影響範囲外に移動しているので、移動以前の情報が公開されても、ミゾゴイにはなんら影響しない。
- (3) 実施機関は、理由説明書において、公開しない理由として、「ダム堤体付近の自然は改変されたが、その改変は本調査の範囲で見た場合限定的なものである」と述べているが、改変されたのはダム堤体付近に限られてはいない。ダム堤体から約3キロメートルにおよぶ貯水池周辺では、貯水池に降りるための取付け道路、流木止工、河床整正工及び1万平方メートルにもおよぶ斜面安定対策のための格子状柵工等が施工され、ダム堤体及び貯水池周辺の広範な自然環境が改変されている。
- (4) 非公開とするにあたっては、時間的要素も考慮されるべきであり、ミゾゴイ等の平均的な寿命は大多数が数年であると言われているので、10年以上前の営巣の情報を希少種保護のため非公開とすることに科学的根拠はなく、不当である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び補充理由説明書並びに当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件公開請求に係る調査について

辰巳ダム建設事業計画に際して環境要素の評価を行うこととし、第三者で構成する辰巳ダム環境影響評価委員会で審議し、成果は「昭和62年犀川総合開発事業辰巳ダム建設環境影響評価書」として取りまとめた。環境要素のうち、鳥類に関しては、平成10年度から一般調査として貯水池及びその周辺に生息する鳥類の確認に努め、平成12年度から生息が確認された猛禽類調査を実施し、付替道路のトンネル工事が始まった平成13年度からは、工事箇所付近で過去に生息が確認されており影響のおそれがあると地元愛鳥会の申入れを受けたことなどから、環境省レッドリストで絶滅危惧IB類とされているミゾゴイについて調査を実施している。

その内容は、ダム工事前には生息環境、営巣・繁殖の状況を確認し、ダム工事中は工事騒音などの営巣・繁殖への影響を考慮し工事箇所付近での監視調査等を行い、営巣・繁殖期は、工事を一時中断するなど配慮をしている。ダム工事完成後においては、生息状況、営巣・繁殖状況の変化についてモニタリング調査を実施して、状況の把握を行う予定である。

2 本件公開請求に関連する鳥類調査に対する公開請求について

辰巳ダム建設事業に係る環境に関する鳥類調査について公開請求があった場合は、希少種の具体的な行動、生存が識別されることにより、保護が困難となる資料を除き、一部公開としている。

異議申立人からは、平成21年に「平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）」

基本設計会議資料作成業務委託報告書〔環境部会付属資料〕（以下「平成16年度報告書」という。）の公開請求があつて、同様の取扱とした。

3 不存在による非公開決定の理由について

本件公開請求については、辰巳ダム建設事業に伴う環境調査の業務委託報告書のうち、希少猛禽類及びミゾゴイに係る調査に関するものであるので、平成15年度までの調査を集約した平成16年度報告書及び平成16年度から平成23年度までの調査に係る報告書を対象として検討したが、いずれも引き続き非公開とすべきであると判断した。

なお、平成12年度から平成15年度までの調査については、平成16年度報告書に集約されているが、個別の報告書については、保存期限が経過したため廃棄した。本件公開請求に係る調査は、ダム工事箇所のみを特定して実施されたものではなく、ダム事業の起業地、貯水池及びその周辺約500メートルの範囲内を対象として実施したもので、当該調査では、ダム工事によって改変された箇所は、本件調査の範囲から見た場合限定的なものであり、また、当該箇所に営巣箇所等はなく、飛翔状況等については改変箇所のみを限定して公開することはできない。

ダム建設工事に伴う環境調査により判明した希少種については、ダム完成後も保全、保護に配慮すべきであると考えており、引き続き調査を行うこととしている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

辰巳治水ダム建設事業に関連して平成12年度から実施されている猛禽類調査及び平成13年度から実施されているミゾゴイ調査について、ダム本体工事による環境の改変により、希少種保護のため非公開とする必要がなくなった資料である。

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

実施機関の説明では、本件公開請求について、平成16年度報告書と平成16年度以後の鳥類に関する調査に係る業務委託報告書について、ダム建設工事に伴う環境調査により判明した希少種の保護のため、非公開とする必要がなくなった情報を請求するものと理解し、いずれも引き続き非公開とする必要があると判断して、不存在による非公開決定を行ったとしている。

当審査会において、実施機関に対して、平成16年度報告書並びに平成16年度以降の本件公開請求に関する調査業務委託報告書に係る公文書名を確認したところ、別

表 1 のとおりであった。

異議申立人は、平成 21 年に平成 16 年度報告書について公開請求し、一部公開決定を受けており、その時非公開とされた情報は、①請負者従業員の氏名、有識者の氏名、②植物、鳥類等の調査範囲、調査位置、確認位置、分布に関する部分、洞窟の位置図、平面図、断面図、とされた。この②に、平成 12 年度から実施された猛禽類に係る調査及び平成 13 年度から実施されたミゾゴイに係る調査の平成 15 年度までの調査結果が集約して掲載されている。

ここで、非公開とされた箇所を見ると、付 3-33 ページから次ページにわたって 3 列の表が記載され、表頭は「事項」、「要点」及び「備考」と表示され、要点欄には、(1)調査実施状況、(2)調査位置及び(3)調査結果が記載されている。また、次ページ以降に、調査地点・ルート位置図、確認位置が図面で示されており、一部猛禽類について飛翔図が記載されていた。

実施機関は、本件調査はダム工事箇所のみを特定して実施されたものではなく、ダム事業の起業地、貯水池及びその周辺約 500 メートルの範囲内を対象として実施したもので、調査範囲のうちダム工事によって改変された箇所は限定的で、ミゾゴイに関しては当該箇所に営巣箇所等はなく、その他猛禽類の飛翔状況等については改変箇所のみを限定して公開することはできないと述べている。

当審査会において、平成 16 年度報告書を見分したところ、ミゾゴイの確認位置及び猛禽類の営巣地点として確認された位置は改変された箇所にはなく、また、猛禽類及びミゾゴイの調査ルート及び飛翔状況を表す図面は、一体として非公開情報を構成するもので、部分公開はできないものと考えられる。

しかしながら、平成 16 年度報告書においては、猛禽類等の確認位置や調査ルート等を表す図面以外の部分については、調査時期や調査概要を記載しているにすぎず、これを公にしても希少猛禽類及びミゾゴイが確認された場所が周知され、その保護に支障を及ぼすとは考えられないので、非公開とすべき理由はないものと考えられる。

また、本件公開請求は、平成 12 年度からの希少猛禽類及び平成 13 年度からのミゾゴイに関する調査報告書の公開を求めるものであるもので、別表 1 に掲げる平成 16 年度以降の鳥類調査に係る報告書を精査し、改めて公開決定等すべきである。

4 まとめ

以上の理由により、第 1 に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第 6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表 2 のとおりである。

別表 1

- ①平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）ダム基本設計資料作成業務委託報告書
〔環境部会付属資料編〕
- ②平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）調査業務委託（環境調査）報告書
- ③平成16年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）調査業務委託（環境調査その2）報告書
- ④平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業 調査業務委託（環境調査）報告書
- ⑤平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業 調査業務委託（環境調査その2）報告書
- ⑥平成18年度犀川辰巳治水ダム建設事業 調査業務委託（鳥類調査）報告書
- ⑦平成19年度犀川辰巳治水ダム建設事業 調査業務委託（鳥類調査）報告書
- ⑧平成20年度犀川辰巳治水ダム建設事業 鳥類調査業務委託報告書
- ⑨平成21年度犀川辰巳治水ダム建設事業 鳥類・コウモリ調査業務委託報告書
- ⑩平成22年度犀川辰巳治水ダム建設事業 鳥類調査業務委託報告書
- ⑪平成23年度犀川辰巳治水ダム建設事業 鳥類調査業務委託報告書

別表 2

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年11月7日	○諮問を受けた。（諮問案件第169号）
平成23年12月16日	○実施機関（石川県土木部辰巳ダム建設事務所）から理由説明書を受理した。
平成23年12月27日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成24年4月24日 （第224回審査会）	○事案の審議を行った。
平成24年5月22日 （第225回審査会）	○事案の審議を行った。
平成24年6月25日 （第226回審査会）	○事案の審議を行った。
平成24年7月24日 （第227回審査会）	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成24年8月30日 （第229回審査会）	○事案の審議を行った。
平成24年9月25日 （第230回審査会）	○事案の審議を行った。
平成24年10月18日 （第231回審査会）	○事案の審議を行った。